

Business News

第189号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、「企業に求められるマイナンバー制度の実務対応」の第3回として、牛島総合法律事務所・影島広泰弁護士・薬師寺怜弁護士に寄稿いただきました。

企業に求められる「マイナンバー制度」の実務対応（3）

第3回及び第4回は、民間企業で必要となるマイナンバー法対応3ステップ（（1）個人番号を収集し、（2）適切に保管し、（3）帳票に出力して行政機関等に提出する）のうち、（2）個人番号の保管について解説します。

1. 情報管理で最も重要なこと

「個人番号」の管理において、これまでの「個人情報」と最も大きく違うのは、廃棄・削除が義務づけられていることです。第1回で述べたとおり、個人番号は、行政機関に書類を提出する事務を行う必要がある場合に限り保管し続けることができます。したがって、その事務を処理する必要がなくなった時点で個人番号を廃棄・削除しなければならず、これまで個人情報について廃棄・削除を行ってこなかった企業は、今後、削除・廃棄のプロセスを作らなければなりません。

2. 番号法ガイドラインにおける安全管理措置の概要

民間企業において収集した個人番号を保管するにあたっては、個人番号の漏えい等がないよう「必要な措置」を講じることが求められます。そのため、民間企業では、2015年10月の番号通知以降、従業員や取引先などの個人番号を取得するに先だって、情報管理体制を構築することが必要になります。

この「必要な措置」のことを「安全管理措置」といい、その具体的内容は、特定個人情報保護委員会（後記3）から公表されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（以下「番号法ガイドライン」といいます）に定められています。

番号法ガイドラインでは、安全管理措置を検討するにあたって、まず、（1）どの事務で特定個人情報を取り扱うか（例えば、「源泉徴収票作成事務」など）、（2）その事務の範囲でどのような特定個人情報を取り扱うか（例えば、個人番号に加えて、氏名、生年月日及び住所など）、また、（3）その事務を取り扱う担当者が誰か（これを「実務取扱担当者」といいます）を明確にすることが求められています。

	安全管理措置の内容	義務の有無
A	基本方針の策定	任意的
B	管理規程の策定	義務的
C	組織的安全管理措置	義務的
D	人的安全管理措置	義務的
E	物理的安全管理措置	義務的
F	技術的安全管理措置	義務的

その上で、左記の6項目の安全管理措置を講じることが義務づけられています。

なお、中小規模事業者（従業員数が100人以下で、委託を受けた事業者や金融分野の事業者等でないもの）は、措置が軽減されています。詳細は次回解説します。

3. 特定個人情報保護委員会とは

マイナンバー法においては、民間企業が特定個人情報を上記の指針に従って適正に取り扱っているかについて監視・監督等を行う機関として、特定個人情報保護委員会という第三者機関が創設されています。同委員会には、民間企業に対して、必要な指導及び助言、違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告や、必要な報告を求めること等の権限が付与されています。更に、同委員会には企業等への立入検査権も付与されていますので、特定個人情報の取扱いには一層留意が必要となります。

（牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰、薬師寺怜）